

尾張旭市監査公表第13号

令和3年3月1日付け尾張旭市監査公表第7号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年3月5日付け2水第936号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

都市整備部上水道課

監査の指摘事項	措置状況
行政財産目的外使用料について、使用料算定の根拠となっている尾張旭市道路占用料条例の一部改正により、令和2年4月1日から改定されているが、改定前の使用料のまま納付の請求を行っている。	一部改正後の尾張旭市道路占用料条例の占用料を元に、請求先に了承を得た上で納付済の使用料を差し引いた差額の請求を行いました。 今後は、根拠法令等の確認を十分に行い事務手続を適切に実施します。